

令和 2 年 5 月 11 日

ベビーシッター育児支援割引券  
利用者 各位

男女共同参画推進本部長

稲 葉 カ ヨ

平素は男女共同参画推進事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分）の特例措置の延長等について」に基づき、本学における特例措置による割引券の使用については、以下のとおりといたします。

### 【概要】

令和 2 年 4 月 1 日から当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園になっている場合に限り、割引券使用枚数の上限を以下のとおりとします。

- ① 1 日（回）対象児童 1 人につき、5 枚まで利用が可能。
- ② 1 家庭につき 1 か月当たり 120 枚まで利用が可能。
- ③ 年間使用枚数の制限 280 枚の撤廃。

※割引券裏面の事由欄に、特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由を記入すること（記載がない場合、特例措置の適用は受けられません。）。

※詳細については、下記「公益社団法人全国保育サービス協会」の HP をご確認ください。

<http://acsa.jp/html/babysitter/>

なお、通常利用対象外としている単身赴任者等、子と別居しており、常態として保育を行っていない者については、新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園になっている等、特段の事情について詳細に記入した理由書を提出することにより、助成の対象といたします。

また、割引券発行申請の手続きは通常通りとなりますので、「ご利用に関する注意事項」をご確認ください。